

# 労働基準広報 2017 No.1937

# 10/1

## CONTENTS

**特集** 障害者雇用率等の改正及び新規施策について ————— 6

### 民間企業は来年4月から2.2%に 33年4月までに2.3%へ引き上げ

改正障害者雇用促進等法の施行により、平成30年4月から障害者雇用率が引き上げられる。民間企業の障害者雇用率は、現行の2.0%から段階的に2.3%とされる。なお、激変緩和措置として、30年4月1日から2.2%とされ、そこから3年を経過する日よりも前に2.3%へ引き上げられる予定。ここでは、今回の障害者雇用率等の改正及び新規施策（障害者雇用安定助成金〈障害者職場定着支援コース〉の新設、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の開始）などについて解説してもらった。

(厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課)

● 解釈例規物語<sup>95</sup> ————— 12  
第32条、第34条関係  
**休憩時間の意義、仮眠時間の取扱い**  
— その2 — (中川恒彦)

● 弁護士&元監督官がズバリ解決！  
～労働問題の「今」～ ————— 18  
〈第38回〉定額残業制と年俸制  
**定額残業制は割増賃金相当部分と  
それ以外の賃金部分とを明確に  
区別することが必要**  
(弁護士・森井利和&特定社会保険労務士・森井博子)

● 労働局ジャーナル ————— 33  
**働き方改革実現に向けて  
働き方改革セミナー  
～生産性向上に向けて～を開催**  
〔大阪労働局〕

● NEWS ————— 1  
(平成29年度地域別最低賃金改定の答申出揃う)47都道府県で22円から26円の引上げ/  
(28年・自動車運転者の監督結果)法違反率、  
改善基準告示違反率ともに前年下回る/(厚  
労省・29年10月1日付指定)専門実践教育訓  
練176講座決定、合計2221講座に/ほか

● 企業税務講座 ————— 34  
第82回 使用人兼務役員の該当性  
**業務実態を問わず使用人兼務役員性が  
否定される場合も** (弁護士・橋森正樹)

● 知っておくべき職場のルール第66回「契約期間」  
(編集部) — 38 ● 連載 労働スクランブル<sup>96</sup> (労働評  
論家・飯田康夫) — 40 ● 労務資料 平成28年度 雇用  
均等基本調査結果①～企業調査～ — 47 ● 本誌読者  
アンケート — 47 ● わたしの監督雑感 大阪・泉大  
津労働基準監督署長 千葉卓克 — 54 ● 編集室 — 56

**アンケートへのご協力をお願い致します(47ページ)**

#### 労務相談室

回答者

社会保険	〔女性取締役が産休と育児休業を取得〕社会保険の手続きは	————— 48	特定社労士・松本雄之
外国人	〔長時間労働の技能実習生が行方不明〕会社にペナルティは	————— 50	弁護士・田島潤一郎
安全衛生	〔派遣労働者の特殊健康診断〕実施義務は派遣元か	————— 52	弁護士・平井彩

**バックナンバーが閲覧できます!!**

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

\*\*\*本誌ご購入の皆様へ\*\*\*

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内